

消 防 消 第 4 1 0 号
令和6年 12 月 16 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁消防・救急課長
(公 印 省 略)

輪島市大規模火災を踏まえた「津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画」策定等について（通知）

消防庁では、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震により輪島市で発生した大規模火災を受け、「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」を開催しました。この検討会において、消防本部の体制強化や地震火災対策の推進などの消防防災対策のあり方について、報告書（令和6年7月）がとりまとめられました。

報告書においては、津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画について、各消防本部での策定を推進していくため、消防庁は、全国の消防本部の事例を踏まえつつ、計画例を示すことが必要であると提言されています。

また、震災時に木造密集地域で火災が発生した場合には、火災が拡大する危険があることから、各消防本部において策定している木造密集地域における火災防ぎょ計画について、震災時の活動を勘案した計画として見直しを行うことが必要であると提言されています。

さらに、震災時には断水等により消防水利の確保が困難となることから、消防庁は、各消防本部が策定すべき遠距離送水計画に盛り込むべき事項等を示すことが必要であると提言されています。

これらの提言を受け、消防庁では、「津波時の浸水想定区域での活動を勘案した消防活動計画等に関する意見聴取会」を開催し、下記のとおり、各消防本部において計画の策定等を行う際の留意事項等を取りまとめました。

各消防本部においては、すでに計画を策定している場合は計画の再確認・見直しを、計画を策定していない場合は計画の策定を行うことが必要です。切迫する大規模地震・津波災害等に備えるため、計画の策定等に可能な限り令和7年から早期に着手し、気象台など関係機関を交えた検討体制の構築や、津波警報等の種類などに応じた活動可能区域の設定のための津波災害シミュレーションの実施など、必要な取組を進めていくことが重要です。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知するとともに、適切に助言していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第1 津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画の策定

津波浸水想定区域を管轄する消防本部は、別添の計画（例）を参考に、以下の事項に留意して、地域の実情に応じ、津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画を策定すること

1 基本的事項

- (1) 計画の策定にあたっては、津波による影響は地域ごとに異なるため、津波の地域特性や過去の災害事例を考慮するとともに、都道府県や市町村の担当部署とも連携しつつ、気象台や有識者など専門家の意見を踏まえた計画の内容にすること。その際、必要に応じ、専門家を含めた検討会等の開催や津波災害シミュレーション等を行い、計画を策定すること
- (2) 計画の策定にあたっては、地域の実情に応じ、すでに策定している消防本部からの助言等の活用や、隣接した消防本部間等において連携・協力による共同での計画の策定・運用を検討すること
- (3) 計画の内容について消防団とも共有し、連携を図ること

2 関係機関との連携

- (1) 平時から、管轄する地域の気象台とのリスクコミュニケーションを通じて、津波災害のリスクや特徴について理解を深めるとともに、津波災害時の円滑な連携のため、顔の見える関係を構築すること
- (2) 津波災害時の活動隊員の退避経路については、住民の避難方法や道路幅員などの要因により、渋滞が発生する可能性があるため、複数の退避経路や緊急車両専用の退避経路について市町村の担当部署と検討すること
- (3) 地震、津波災害時の道路啓開、がれきの撤去のため、必要に応じ、民間事業者との協定を結び、早期に緊急車両の通行等を可能とする体制を確保すること

3 119 番受付体制

大規模災害時の 119 番通報輻輳に備え、指令センターの機能強化、出動部隊の選定などの部隊運用の消防署への移行、消防署で通報を受け付ける体制への移行などの対策を事前に検討すること

4 木造密集地域での火災防ぎょ

震災時に木造密集地域で火災が発生した場合には、火災が拡大する危険があることから、沿岸部に木造密集地域を管轄する消防本部は、後掲「第2 震災時の木造密集地域での活動について勘案した計画」に記載する事項に留意し、計画を策定すること

5 消防水利の確保等

- (1) 震災時にも活用可能な耐震性貯水槽の整備を推進すること。特に、津波浸水想定区域内における火災で使用することを想定し、津波浸水想定区域外への大容量の耐震性貯水槽の整備や、耐震性貯水槽の分散・追加配置などの対策を進めること
- (2) 津波浸水想定区域や木造密集地域での火災など、消火活動の困難性・危険性が高い現場において、活動隊員の安全を確保した消火活動が可能な無人走行放水ロボット等の整備、活用を検討すること
- (3) 震災時は、断水等により消防水利の確保が困難となることから、木造密集地域はもとより、震災時に活用可能な消防水利が不足し、遠距離での送水が必要になる地域においては、後掲「第3 遠距離送水計画の策定」に記載する事項に留意し、計画を策定すること

6 その他

- (1) 関係機関を交え、計画に基づく訓練を踏まえ、必要に応じて計画を見直すほか、被害想定の変更や技術革新に応じて、定期的に計画を見直すこと
- (2) 津波浸水の危険がある地域においては、迅速に避難することが重要であることから、市町村の担当部署と連携し、事前に地域住民に津波災害時の避難行動について指導を行うこと。また、職員の身に津波による危険が迫れば消防職員も退避することについて、地域住民への周知及び理解を求めておくこと

第2 震災時の木造密集地域での活動について勘案した計画の策定

木造密集地域を管轄する消防本部は、「糸魚川市大規模火災を踏まえた「木造の建築物が多い地域などの大規模な火災につながる危険性の高い地域」の指定要領等について」（平成29年7月31日付け消防消第193号）に基づき、火災防ぎょ計画を策定することとされている。震災時には、火災が拡大し大規模な火災につながる危険性がより高いことから、以下の事項について留意し、木造密集地域での活動について、震災時を勘案した計画の見直しを行うこと

- (1) 震災時は水道管の破断などにより断水し、消火栓が活用できない状況や、木造密集地域における家屋倒壊等により防火水槽等が活用できない状況が想定されるため、震災時でも活用可能と想定される消防水利（耐震性貯水槽、海、河川、プール等）を事前に指定すること
- (2) 震災時に活用可能な消防水利が不足し、遠距離での送水が必要になる地域においては、後掲「第3 遠距離送水計画の策定」に記載する事項に留意し、計画を策定すること
- (3) 震災時は火災が同時多発的に発生することから、平時と比べて火災に対応する消防部隊の数が制限され、消防力が劣勢となることが想定されるため、延焼シミュレーション等を活用し、事前に風向・風速に応じた延焼阻止線を設定するとともに、震災時の木造密集地域における出動部隊について指定しておくこと

第3 遠距離送水計画の策定

震災時は、断水等により消防水利の確保が困難になることから、活用可能な耐震性貯水槽の整備を推進するとともに、活用可能な消防水利が不足し、遠距離での送水が必要になる地域においては、以下の事項に留意し、地域の実情に即した遠距離送水計画を策定すること

1 消防水利

消火栓が接続されている水道管の耐震化状況・管経、防火水槽の耐震化状況・容量、地震による地盤の隆起や津波による引き潮などを考慮し、震災時にも活用可能と想定される消防水利（耐震性貯水槽、海、河川、プール等）を事前に指定すること

2 送水経路等の指定

- (1) 消防車両や可搬型消防ポンプなどの性能に応じ、送水可能なホースの最大本数（距離）を設定すること
- (2) 河川等の無限水利等から防火水槽等までの送水に係る経路を定め、必要なホース本数（距離）、規格を指定すること。なお、車両通行によるホース破断等を防ぐため、送水経路は道路の端を沿うように定めることとし、道路を横断する場合などは、ホースブリッジ等の資機材の活用を検討すること
- (3) (1)、(2)を踏まえ、車両の最大積載量や保有台数等を考慮し、各車両に増強するホース本数及びホースを搬送する車両を指定すること

3 その他

- (1) 河川等の無限水利による防火水槽への補水の必要性を考慮し、中継地点とする防火水槽や消防車両の部署位置、中継台数などを指定すること
- (2) 海水利用型消防水利システム等の大容量の揚水かつ遠距離の送水が可能な消防車両の整備、活用を検討すること
- (3) 消防本部で保有する車両数を超えて中継する必要がある場合などは、消防団や応援部隊の車両を活用することについて考慮すること

第4 その他

今後、計画の策定状況及び計画に基づいた訓練の実施状況等について、消防庁からフォローアップ調査を実施する予定としております。

【問合せ先】

消防庁消防・救急課

藤江、鈴木、佐々木

電話 03-5253-7522

e-mail keibou@ml.soumu.go.jp

津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画（例）

第1 目的

第2 活動方針

第3 事前対策

- 1 災害対応体制の確立
- 2 活動可能区域の事前設定
- 3 退路等の設定

第4 災害時の対応

- 1 初動対応
- 2 部隊運用の方策
- 3 情報収集・連絡体制
- 4 安全管理・監視
- 5 退路等の確認
- 6 津波到達予想時刻を勘案した活動可能時間の設定
- 7 津波到達予想時刻以降の進出が可能な区域の確認

第1 目的

本計画は、大津波警報、津波警報または注意報（以下「警報等」という。）の発表に伴う津波警戒時の消防活動について、事前対策、災害時の部隊運用及び安全確保に関し基本的事項を定め、安全・的確な消防活動に万全を期すことを目的とする。

第2 活動方針

震災時には、火災、救助、救急といった事案が複合して発生し、消防力が劣勢となることが想定されることから、保有する消防力を最大限に活用し、災害による被害の軽減を図るため、活動方針を次のとおり定める。

- 1 消防力の維持及び消防活動の継続を可能にするため、職員の身に津波による危険が迫れば消防職員も退避することを基本とし、安全を確保したうえで消防活動を行う。
- 2 火災対応は、警察、自衛隊などの他機関が保有する装備では対応が困難であり、初期段階で適切な対処が被害の拡大防止に極めて有効なことを踏まえ、火災対応を優先としつつ、限られた消防力で、より多くの人命の安全を確保するため、災害の発生状況等に応じ、人命救助活動を実施する。
- 3 保有する消防力のみでは対応困難となることが予想される場合、速やかに県内応援、緊急消防援助隊の応援要請を実施するとともに受援準備を開始する。
- 4 震災時は災害対応が長期に及ぶことを踏まえ、必要な休憩や交代をとらせるなど職員の健康管理に留意するものとする。

第3 事前対策

1 災害対応体制の確立

警報等の発表に伴う津波警戒時の災害対応体制を確立し、消防力の維持及び消防活動を継続するため、事前対策について、次のとおり定める。

(1) 消防庁舎、車両、装備・資機材

- ① 消防庁舎の耐震化・耐浪化、津波浸水想定区域からの移転を推進する。
- ② 津波による被害が想定される津波浸水想定区域内にある消防署所については、津波浸水想定区域外において、消防機能を維持できる規模、機能を備え、かつ早期に移動できる場所にある下表の施設等を代替場所として指定する。

消防署所	代替場所
〇〇消防署	△△消防署
●●消防署	▲▲区民センター
××出張所	▼△市民交流センター

- ③ 代替場所が確保できない場合には、津波による被害を軽減するため、装備・資機材、指令システム機器などの重要機器、予備電源等を上階へ配置する。
- ④ 消防本部と活動部隊間の情報連絡手段として、指令回線、消防救急デジタル無線、衛星携帯電話等、複数の通信手段を確保する。
- ⑤ 活動部隊の隊員間の情報連絡手段として、消防救急デジタル無線、IP 無線、拡声器等、複数の通信手段を確保する。

(2) 職員の参集等

- ① 津波による被害が想定される津波浸水想定区域内に消防署所がある場合、津波の危険が生じた場合に備え、職員の参集場所を(1)-②で定める代替場所に指定する。
- ② 職員は、非常参集時における自身の安全確保のため、ハザードマップ等を活用し、浸水範囲等を考慮した参集経路をあらかじめ設定し、参集場所への参集に要する距離・参集方法・時間等を所属長に報告するものとする。
- ③ 職員は、参集場所への参集が困難な場合に備え、津波浸水想定区域外にある近隣の消防署所及び避難場所の位置を事前に把握しておくこと。

(3) 消防水利

各消防署は、消火栓が接続されている水道管の耐震化状況・管経、防火水槽の耐震化状況・容量、地震による地盤の隆起や津波による引き潮などを考慮し、管轄する地域における地震や津波災害時にも活用可能と想定される消防水利（耐震性貯水槽、海、河川、プール等）を事前に指定するものとする（別図参照）。

(4) 木造密集地域での火災防ぎょ

震災時に木造密集地域で火災が発生した場合には、火災が拡大し大規模な火災につながる危険性がより高いことから、各消防署は、津波浸水想定区域内の木造密集地域について、延焼シミュレーションを実施し、風向・風速に応じた延焼阻止線を設定する（別図参照）。

(5) 遠距離送水体制

① 各消防署は、震災時に活用可能な消防水利が不足し、遠距離での送水が必要になる地域においては、次の事項について指定する（別図参照）。

- ・河川等の無限水利や防火水槽など震災時に活用が想定される消防水利
- ・中継地点として活用する防火水槽、または、中継する消防車両の部署位置
- ・取水場所（河川等）から防火水槽、木造密集地域、危険物施設等までの送水経路、ホース本数（距離）、規格

なお、車両通行によるホース破断等を防ぐため、送水経路は道路の端を沿うように定めることとし、道路を横断する場合などは、ホースブリッジ等の資機材を活用するものとする。

また、消防ポンプ自動車等で送水可能な最大のホース本数（距離）は以下の表を参考とし、送水経路の勾配を考慮し設定するものとする。

車両種別	ホース本数（距離）	ホース規格
消防ポンプ自動車（A-2 級）	●●本（○○m）	●○mm
小型動力ポンプ自動車等（B-2 級）	□□本（■□m）	■□mm
海水利用型消防水利システム	△△本（▲▲m）	▲△mm

② 各消防署は、①で指定した内容を踏まえ、必要となるホースを確保するため各車両の最大積載量等を考慮し、各車両に増強するホース本数及びホースを搬送する車両の検討を行い指定するものとする。

(6) 訓練

計画の実効性を保つため、定期的に計画に基づいた消防活動の訓練を行い、職員の対応能力の向上を図るとともに、訓練実施後に検証を実施し、検証内容を踏まえ計画の見直しを図ることとする。

(7) 関係機関との連携

① 平時から、市町村の担当部署と情報交換を行い、ハザードマップに示された地域の特性や避難場所・避難経路などの防災地理情報の共有を進める。

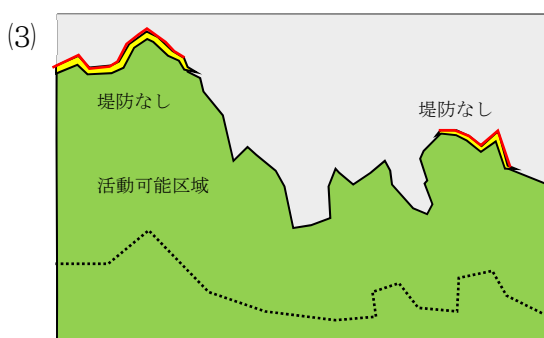
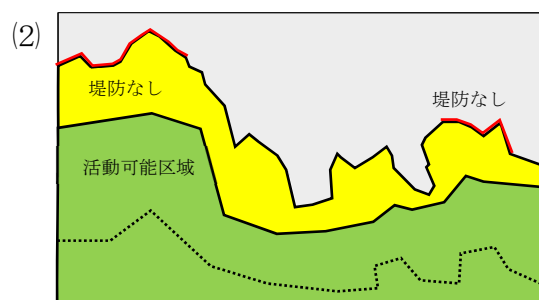
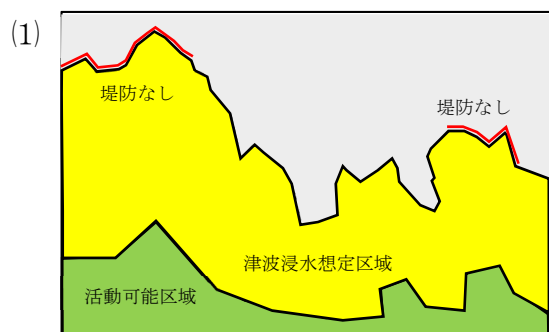
② 平時から、气象台とのリスクコミュニケーションを通じて管轄地域における津波災害のリスクや特徴などの情報交換を行うとともに、津波災害時の円滑な情報収集のため、气象台担当部署と連絡先を交換し、電話等での直接のやりとり（ホットライン）などにより情報収集できる体制を構築するものとする。なお、担当者の交代を踏まえ、連絡先の更新を行うものとする。

●●管区（地方）气象台 △△担当課（津波災害担当）	0×0-××●●-○○××
---------------------------	---------------

2 活動可能区域の事前設定

警報等の発表に伴う津波警戒時は、津波浸水想定を勘案し安全を確保したうえで消防活動を行うため、想定される津波の高さや警報等の種類に応じた活動可能区域について、次のとおり事前に定める。

- (1) 想定最大津波高さの津波の際の活動可能区域
- (2) 津波警報時（想定津波高さ 3 m未満）の津波の際の活動可能区域
- (3) 津波注意報時の活動可能区域（堤防未設置区域及び海岸堤防等より海側の区域を除く）



3 退路等の設定

津波による危険が迫った場合には直ちに退避する必要があることから、各消防署は、津波浸水想定区域内の木造密集地域、危険物施設など、火災が発生した場合に消火活動が困難となる地域について、活動隊員の退避ルート、安全退避場所を設定する（別図参照）。

第4 災害時の対応

1 初動対応

警報等の発表に伴う津波警戒時における災害対応体制を確立し、消防力を維持し消防活動を継続するため、津波による危険が迫れば退避することを基本としつつ、津波到達予想時刻、予想津波高さなどを考慮し、可能な場合は、次のとおり初動対応を行うものとする。

(1) 消防庁舎、車両、装備・資機材

- ① 津波浸水想定区域内にある消防署所については、津波による浸水の危険が生じる場合は、装備・資機材、車両等を第3-1-(1)-②で定める代替場所に移動するものとする。その際、移動を開始する消防署所は、移動する旨を消防本部に報告するとともに所属職員に周知するものとする。
- ② 代替場所が確保できない場合には、装備・資機材、指令システム機器などの重要機器、車両等を上階や高台等の安全な場所へ移動させるとともに、止水板等による浸水防止措置を講じ、津波到達後の業務継続体制を確保する。

(2) 職員の参集等

- ① 職員は、原則、自身が勤務する消防署所または第3-1-(1)-②で指定した代替場所に参集するものとする。ただし、職員自身が安全に参集できないと判断した場合は、津波浸水想定区域外にある近隣の消防署所に一次参集し、自身の勤務署所の所属長及び参集先の所属長に報告するものとする。なお、参集場所への参集が困難な場合は、一時的に避難場所に退避し、自身の勤務署所の所属長に報告するものとする。
- ② 職員は、参集時に建物倒壊、道路閉塞、津波浸水状況などの被災状況、被災していない場所などの情報を収集し、参集後、参集先の所属長に報告するものとする。
- ③ 各消防署は、日勤者や参集者により、非常用消防自動車を運用するなど、部隊の増強を図るものとする。

(3) 消防水利

- ① 震災時は、断水などにより消火栓等の水利が使用不能になるおそれがあることから第3-1-(3)で指定した消防水利を優先的に活用して消火活動を実施する。
- ② 震災時は、平時よりも遠距離での送水を行う可能性があることから、第3-1-(5)で指定した各車両に積載するホースの増強や、搬送車両によるホースの搬送を実施する。なお、ホース延長の際は、ホースブリッジの活用等、ホースの破断等に留意すること。

2 部隊運用の方策

限られた部隊を効果的に運用し、より多くの人命の安全確保と被害の軽減を図るため、次のとおり部隊の運用を行う。

- (1) 多数の通報があり、本部での出動部隊選定等の部隊運用が困難となる場合、部隊運用を署所運用に切り替える。また、施設・機器の破損等により、消防本部での119番通報の受付が困難となる場合、通信事業者に対し、消防署所での分散受信への切替え作業を依頼する。
- (2) 震災時は消防力が劣勢となることを考慮し、火災の種別に応じ、出動部隊数について次のとおりとする。なお、木造密集地域など延焼拡大の危険性が高い場合や危険物が漏れいしている場合は優先的に部隊を投入し、一挙鎮圧を図るものとする。また、出動部隊だけでの対応が困難となり、延焼拡大の危険がある場合は、遅滞なく出動部隊の増強を実施するとともに、延焼阻止線を設定して活動するなど、延焼阻止活動を行うものとする。

火災種別	平時	消防力劣勢時
一般住宅火災	ポンプ車○台 □□□車○台	ポンプ車●台 □□□車●台
中高層建物火災	ポンプ車○台 救助車○台 はしご車○台 □□□車○台	ポンプ車●台 救助車●台 はしご車●台 □□□車●台
危険物施設火災	ポンプ車○台 化学車○台 はしご車○台 □□□車○台	ポンプ車●台 化学車●台 はしご車●台 □□□車●台
その他の火災	ポンプ車○台 □□□車○台	ポンプ車●台 □□□車●台

- (3) 震災時は消防力が劣勢となることを考慮し、救助・救急活動については、人命危険の大きい現場を優先とし、部隊の運用を行うものとする。
- (4) がれき等により消防車両が現場に接近できない場合は、可搬式小型動力ポンプ等を活用し消火活動を実施する。
- (5) がれき等による消防隊の現場到着遅延及び活動障害等が発生する場合は、災害の状況に応じ、所有する重機による道路啓開を行うとともに、協定締結事業者の重機による道路啓開を要請する。

3 情報収集・連絡体制

情報を収集、分析し、活動部隊等に遅滞なく情報を伝達するとともに、消防活動の判断を行うため、関係機関からの情報収集や消防本部内の連絡体制について次のとおり定める。

- (1) 情報収集
 - ・気象庁防災対応支援チーム（JETT）や管轄する地域の気象台担当部署とのホットラインを通じて、津波の到達状況や、警報等の切替・解除などの情報や今後の津波の見通しなど、津波の推移に関する情報を収集する。

- ・ヘリコプター、ドローン、高所監視カメラ等による、津波の到達・浸水状況、浸水想定区域内の建物倒壊の状況、津波浸水想定区域外の水利等の状況に関する情報を収集する。

- ・テレビ、ラジオ、インターネットから、地震、津波に関する情報を収集する。

(2) 連絡体制

- ・消防本部と活動部隊間の情報連絡は、指令回線、消防救急デジタル無線、衛星携帯電話等、複数の通信手段を確保し情報を伝達する。

- ・活動部隊の隊員間の情報連絡は、消防救急デジタル無線、IP 無線、拡声器等、複数の通信手段を確保し情報を伝達する。

- ・消防本部と活動部隊間の通信状態を適宜確認するとともに、必要に応じて情報連絡員を指名する。

4 安全管理・監視

隊員の安全を確保するための装備・資機材、津波監視体制等について、次のとおりとする。

(1) 活動を行う場合は、万が一に備え、ヘルメット、救命胴衣、アルミボート、胴長など、活動に適した装備等を準備し、2名以上での活動を基本とする。

(2) 消防本部は、ヘリコプター、ドローン、高所監視カメラ、津波計等からの情報や、安全監視部隊からの情報を基に津波監視を実施し、津波の到達・浸水状況、警報等の切替などの情報を遅滞なく活動部隊に伝達する。

(3) 活動部隊は、退避時の合図について出動前に共有し、出動するものとする。また、退避完了時は、退避場所、退避完了時間などを消防本部に報告する。

5 退路等の確認

津波による危険が迫った場合には直ちに退避するため、活動隊員の退路等について、次のとおり定める。

(1) 出動部隊は、実災害時の道路損壊や建物倒壊等の情報を収集し、第3-3に定める事前に設定した退避ルートを参考に、複数の退避ルートを出動前に設定、確認を行った上で出動する。

(2) 出動部隊は、車両による退避が困難だった場合を想定し、事前に隊員の緊急退避先として津波浸水想定区域内の安全退避場所、津波避難ビル等の把握、確認を行った上で出動する。

(3) 退路途上においては、周辺住民等に対する避難広報を通じ避難誘導を促す。

6 津波到達予想時刻を勘案した活動可能時間の設定

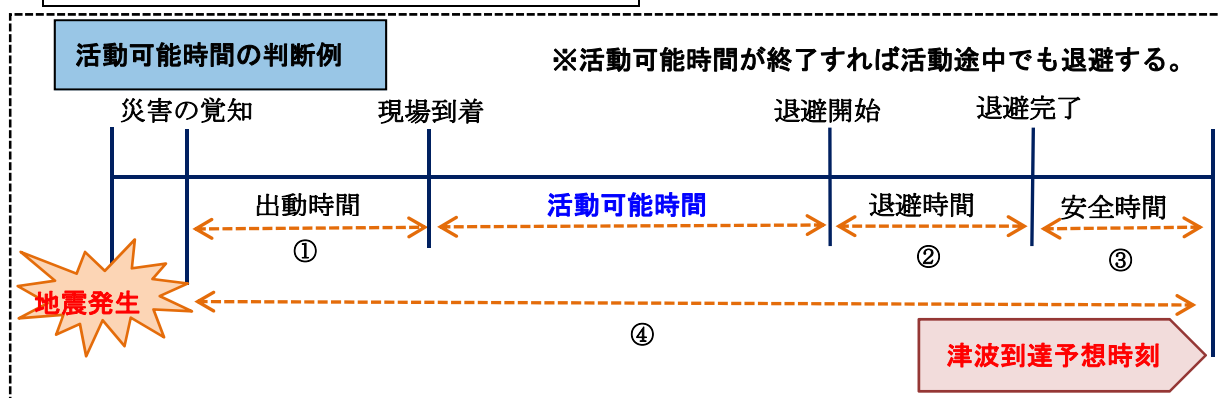
津波浸水想定区域内の活動可能時間について次のとおり定める。

- (1) 地震発生から津波の到達が早いことがあらかじめ想定されている地域については、地域全体での避難を行う必要があるため、住民の避難誘導を行いつつ、退避を優先した活動を行う。
- (2) 津波の到達までに一定の時間がある地域では、地震発生時に災害を覚知した場合、災害発生場所（地点）の確定を行い、当該地域が属する津波予報区の津波到達予想時刻を基に出動に要する時間、災害発生場所から最も近い安全退避場所へ退避する時間、更には、地域の実情（渋滞等）に応じた退避に係る安全（予備）時間を考慮し、部隊の活動可能時間を判断する。

【活動可能時間を判断する要素】

- ① 災害発生場所（地点）までの出動（移動）時間
- ② 災害発生場所から直近の安全退避場所への退避（移動）時間
- ③ 安全時間（想定外の事案（渋滞等）発生も含めて、安全確実に退避するための予備時間。例：〇〇分前退避完了）
- ④ 津波到達予想時刻までの時間

$$\text{活動可能時間} = \text{④} - (\text{①} + \text{②} + \text{③})$$



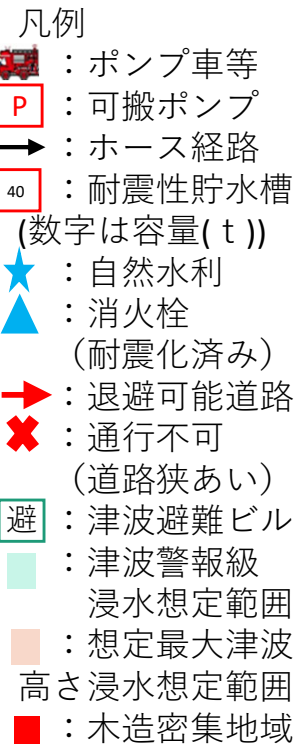
7 津波到達予想時刻以降の進出が可能な区域の確認

警報等の発表に伴う津波警戒時の消防活動は、津波浸水想定を勘案し安全を確保したうえで活動を行うため、第3-2に定める警報等の種類に応じた活動可能区域を基に、以下の情報等を総合的に勘案し、進出が可能になる区域を確認し、安全が確保できる場合は活動を行う。

- (1) 気象台とのホットラインを通じた、現在の津波の観測状況、警報等の切替・解除などの情報や、過去に起きた津波災害と比較した今後の津波見通しなど、津波の推移に関する情報

- (2) ヘリコプター、ドローン、高所監視カメラ等による、津波の到達状況、沿岸部から災害発生場所（地点）までの距離、出動経路の建物倒壊、道路、水利等の状況
- (3) メディアからの津波の到達に関する情報や浸水想定区域内の災害についての情報
- (4) 待機場所から災害発生場所（地点）までの経路（時間）、災害発生場所から再退避場所までの経路（時間）
- (5) 沿岸部の監視を行う部隊等の配置状況と活動部隊との情報連絡手段

なお、隊員の進出が困難な区域については、進出が可能な区域からの放水活動のほか、ヘリコプター、無人走行放水ロボット等を活用し、安全を確保した消火活動を行う。



- ・ 隊員の進出が困難な区域については、無人走行放水ロボット等を活用し、消火活動を行う。

※地域の地形、道路状況、港の状況など、上空から俯瞰的に確認できる航空写真の活用を考慮すること